

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	岩 井 均
登録番号又は法人番号	9 1 2 4 1 3 4 1
所属する単位会	富山県行政書士会
事務所名称	AIC 行政書士法人 魚津事務所
事務所所在地	富山県魚津市吉島 1 2 0 4 番
処分年月日	令和 8 年 1 月 1 0 日
処分内容（種類）	1 年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	令和7年9月2日に厚生労働大臣より雇用推進助成金の不正請求に関与していたことから社会保険労務士の業務を1年間の停止処分を受けたことが、広く広告された。さらに、令和7年11月29日開催の本会綱紀委員会の通知においても岩井会員は不正請求に関与した事実を否定していない。 以上の事実は、明らかな法違反であり国家資格者として決して許されるものではないばかりか、著しく行政書士の信用又は品位を害する重大な行為であり、行政書士法第10条及び第13条ほか下記会則に違反するものである。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 1 0 条 行政書士法第 1 3 条 日本行政書士会連合会会則第 5 9 条 日本行政書士会連合会会則第 6 0 条 日本行政書士会連合会会則第 6 2 条 富山県行政書士会会則第 5 1 条 富山県行政書士会会則第 5 2 条